

五監公告第 16号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年10月31日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

高齢福祉課

3. 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成29年9月29日～平成29年10月26日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

①介護保険住宅改修に係る給付費の支給において、その改修する住宅の所有者の承諾書が必須であるが、その添付がない事例が見受けられた。また、受領委任払では、住宅改修業者から提出される完了報告書及びその添付書類において、工事の着工や完了の日付が工事写真の日付と異なっていたり、請求書の日付が領収書の日付より後になっている等、整合性がとれていない事例が散見された。

書類受付時に内容を精査され、誤りがあれば業者を指導する等、適切な対応と事務処理に努められたい。

②老人福祉センター無料利用券の発行について、申請に対する受付日や交付決定の処理の遅延が散見された。申請者の不利益にならないように迅速な事務処理に努め、適正な管理に努められたい。

(2) 所見

①介護保険料の滞納繰越額は、平成28年度においては17,697千円となっている。介護保険の要支援及び要介護認定者は今後も増加が見込まれ、滞納による給付制限が講じられる利用者の増加も懸念される。公平性を確保する観点からも、担当課との連携を一層密にされ、未納解消に努められたい。

②時間外勤務について、業務の時期的な繁閑はあると思われるが、増大し、恒常化している状況が見受けられる。労働安全衛生上、健康管理面も懸念される。課内の繁忙期における応援体制等、適切な対応に努められたい。